

消火器の購入に補助金が交付されます

市では初期消火体制の充実を図るため消火器の設置を促進しています。

消火器の購入に補助金が交付されますのでご利用ください。

●申請に必要なもの

1. 交付申請書
2. 交付請求書
3. 領収書（レシートでなくあて名のあるもの）
4. 製造元、品番等が確認できる書類（品類保証書等）
5. 印鑑
6. 振込先（申請者名義）の口座がわかるもの

●留意事項

補助金の交付は、1世帯につき1台限りとします。補助金受領後、7年は申請できません。

●申請要件

1. 市内に住所を有する方
2. 国家検定合格品の消火器であること
3. 市税等を滞納していないこと

【補助金額】

上限3,000円（購入価格の2分の1で100円未満切捨て）

●申請方法

消火器購入補助金交付申請書と消火器購入補助金交付請求書に必要事項を記入・押印のうえ、内容が記載されている領収書の原本を添えて、生活安全課に提出してください。

申請書の様式は市役所生活安全課でも配付しています。

問い合わせ先 生活安全課 ☎40-5555

行政相談委員の紹介

3名の行政相談委員が総務大臣から委嘱されましたのでご紹介します。

平成23年4月1日付け

まえだ ようこ
前田 洋子さん 下野市祇園五丁目

こ だいら いさお
小平 勲さん 下野市大光寺一丁目

て づか ひで お
手塚 英男さん 下野市笹原

国の行政や特殊法人（NTT・公庫等）の仕事、その他行政に関する悩みや意見のある方はお気軽に行政相談委員に相談してください。相談は無料です。なお、行政相談は次のとおり開設しています。

- 石橋地区 きらら館 毎月第3月曜日
- 国分寺地区 ゆうゆう館 毎月第3火曜日
- 南河内地区 ふれあい館 毎月第3金曜日
- 開設時間 午後1時30分から
午後3時30分まで



太田文子行政相談委員が平成23年3月31日をもって行政相談員を退任されました。太田委員は平成21年度から、行政相談委員として多大なご尽力をいただきました。大変ありがとうございました。

問い合わせ先 生活安全課 ☎40-5555